

会 議 録

会議の名称		令和 6 年度（2024 年度）第 1 回 豊中市いじめ防止等対策審議会		
開催日時		令和 6 年（2024 年）7 月 17 日（水）18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所		豊中市立青少年交流文化館いぶき 多目的ホール	公開の可否	可・不可・ 一部不可
事務局		教育委員会事務局 児童生徒課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由		(公開を一部不可にした理由) 議題の中に市内で生起したいじめ事案の内容等に関するものが含まれており、個人や学校が特定される可能性があったため。		
出席者	委員	小野田 正利 委員、峯本 耕治 委員、渡邊 純 委員、山口 崇 委員、 二見 真美 委員		
	事務局	井上 児童生徒課長、込山主幹、杉本 課長補佐、白井 係長、増田 主査、 福島 主査		
	その他	岩元 教育長、中尾 教育政策監、堤 理事、森山 次長、出口こども政策課長 橋本はぐくみセンター長兼こども安心課長		
議題		1. 会長選出について【公開】 2. 令和 5 年度（2023 年度）豊中市の学校におけるいじめに関する 現状と課題について【公開】 3. その他【非公開】		
審議等の概要 (主な発言要旨)		別紙参照		

第 1 回 豊中市いじめ防止等対策審議会（記録）

日 時	令和 6 年（2024 年）7 月 17 日（水）18 時 30 分～20 時 00 分	
場 所	豊中市立青少年交流文化館いぶき 2 階多目的ホール	
出席者	審議会委員	小野田 委員、峯本 委員、渡邊 委員、山口 委員、二見 委員
	事 務 局	井上 児童生徒課長、込山 主幹、杉本 課長補佐、白井 係長、増田 主査、福島 主査
	そ の 他	岩元 教育長、中尾 教育政策監、堤 理事、森山 次長、橋本 はぐくみセンター長兼こども安心課長、出口 こども政策課長
	傍 聴 者	0 名
欠席者	審議会委員	良原 委員

（事務局 A）

定刻となりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。A 委員、聞こえますでしょうか。

（A 委員）

はい、聞こえます。OK です。

（事務局 A）

ありがとうございます。本日はオンラインで A 委員にご参加いただいておりますため、ご発言はマイクを使ってお聞きいただきまして、ゆっくりとお話していただきますようお願いいたします。それではただいまから令和 6 年度（2024 年度）第 1 回豊中市いじめ防止等対策審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、審議会の成立要件について、ご報告いたします。「資料 1」「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」第 6 条第 2 項の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。定員数は 6 名であり、本日 5 名のご出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず「次第」になります。続きまして、「資料 1」「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」、「資料 2」「審議会等の公開の実施に関する要領・豊中市情報公開条例」、「資料 3」「豊中市いじめ防止等対策審議会会議の傍聴要領」、「資料 4」「豊中市いじめ防止基本方針」、「資料 5」「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」、「資料 6」「豊中市いじめ防止等対策審議会委員名簿」、「資料 7」「令和 5 年度（2023 年度）豊中市の学校における「いじめ」に関する現状と課題について」、「資料 8」につきましては、A 委員がご用意いただきました資料になっております。以上、資料がお手元にありますでしょうか。はい、よろしいでしょうか。それでは、会議の開催にあたりまして、岩元教育長からご挨拶申し上げます。

（教育長）

みなさま、こんばんは。教育長の岩元です。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員のみなさまにはこの度任期の満了に伴いまして、当審議会委員の再任のお願いをいたしましたところ、快くお引き受けいただけましたことに重ねて感謝を申し上げます。さて、子どもたちを取り巻く環境が時代とともに変化をしていますが、3 年以上に渡りましたコロナ禍を経て、不登校の児童生徒数が全国で 30 万人と過去最多となっています。本市においても同様の傾向にありまして、ここ数年で大きく増加をしているということを踏まえまして、不登校の子どもたちの新たな学びの場となる学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校を令和 9 年に開校していくということを昨年は発表しております。現在、その学校におけます教育内容、具体的なカリキュラムなどの検討を進めているところでございます。いじめに関しましては、後ほど事務局より報告させていただきますが、早期発見、早期対応を図る観点から、積極的な認知に努めてきた結果、認知件数は大きく増加しています。各学校において、いじめをしっかりと把握する体制が構築されてきたものと考えています。また、子どもが相談できる窓口として、一人一台タブレット端末を活用した LINE 相談ができます、「とよなかつ子ライン」や 24 時間 365 日対応の電話相談「とよなかつ子ダイヤル」、また昨年開設しました庄内コラボセンター内に新たに設けました、「こども・教育総合相談窓口」など、相談体制の充実・強化を図ってきたところでございます。引き続き、学校現場や関係部局と連携しながら、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えています。本日の会議におきましては、いじめ対応の更な

る充実に向け、ぜひ忌憚のないご意見、ご質問を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局 A）

本日の会議は、審議会委員選任後の第 1 回目の会議となります。「資料 1」「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」、裏面の規則第 2 項の規定により、会長が決定されるまでの審議会の議長は、豊中市教育長が行うこととなっておりますので、これより会長が選出されるまでの間、岩元教育長には議長として審議会の進行をお願いいたします。

（教育長）

それでは議長の職を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本審議会における公開・非公開について、まず事務局より説明いたします。

（事務局 A）

審議会におけます、公開・非公開につきましては、「資料 2」「審議会等の会議の公開の実施に関する要領」第 2 第 1 項に基づき、当審議会が決定するものとなっております。従いまして、公開・非公開につきまして、次の通り提案いたしますので、お諮りください。豊中市情報公開条例 2 面になりますが、第 23 条に基づき当審議会は、基本公開するものとなっておりますが、第 1 号の不開示情報が含まれる事項について、審議、調査等を行う場合は非公開とすることができると規定されております。本いじめ防止等対策審議会では、個別の案件を審議する場合などは、個人が特定される恐れ、または特定された個人の周辺に関する個人が特定され、二次被害などが起きる恐れがあることから、豊中市情報公開条例第 7 条審議会等の会議の公開の実施に関する要領第 2 第 2 項に基づき、非公開または一部非公開とすることができます。そして、審議会等の会議の公開の実施に関する要領第 2 第 3 項に基づき、非公開にあたるか否かの決定権限を会長に委任することができます。以上、よろしくお願いいたします。

（教育長）

ただいまの提案につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

（A 委員）

ありません。

（教育長）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今後の会議は原則公開とし、個別案件や個人が特定される議論が展開される可能性がある場合などは、非公開または一部公開としたいと思います。本日の「次第」において、案件 1、2 につきましては、個人が特定される恐れのないことから公開とし、案件 3 につきましては、個人が特定される恐れがあることから非公開と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

（A 委員）

はい。

（教育長）

ありがとうございます。そのように取り計らいさせていただきます。傍聴の方、本日はおられますか。はい、本日傍聴の方はいらっしゃいません。次に事務局より、当審議会についての説明をお願いします。

（事務局 A）

平成 25 年(2013 年)に施行されました「いじめ防止等対策推進法」の規定に基づき、本市としましては平成 28 年(2016 年)2 月、「豊中市いじめ防止基本方針」を策定、令和 5 年(2023 年)4 月に改定しております。お手元の「資料 4」をご覧ください。豊中市いじめ防止基本方針では、本市におけるいじめ問題等に関わる組織について、設置を謳っております。本市では、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、いじめ防止対策推進法が定める地方公共団体が設置する組織として、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」、「豊中市いじめ防止等対策審議会」、「豊中市いじめ問題再調査委員会」を条例設置しております。「資料 5」「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」をご覧ください。豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、豊中市いじめ防止等対策審議会は、教育委員会の附属機関として位置付けられ設置されております。条例第 2 条第 2 項におきまして、この審議会における調査審議事項が規定されております。第 1 号では、市のいじめ防止等の対策が効果的な実行力のあるものになっているのか、市の基本方針の見直しの必要性はないのかなどの教育委員会の諮問に応じ、専門的な見地からの調査審議会を行うことが規定されております。また第 2 号

において、いじめ防止等対策推進法の第 28 条第 1 項に規定する重大事態が生じた場合に、調査部会を置き、調査を行うことが規定されております。調査部会における調査の結果を市長に報告し、市長が再調査が必要であると判断した場合は、市長の附属機関として「豊中市いじめ問題再調査委員会」を設置し、豊中市いじめ問題再調査委員会が再調査を行います。この組織は、市長部局が担います。以上で、説明を終わります。

（教育長）

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に委員のみなさまの自己紹介に移りたいと思います。委嘱状は本日お渡しをしておりますが、任期につきましては今年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

<自己紹介>

（教育長）

はい、ありがとうございました。それでは「次第」に従いまして、議事を進めてまいります。「次第」の 1、会長の選出でございます。会長の選出につきましては、豊中市いじめ防止等対策審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。会長の選出につきまして、ご意見、ご推薦などございましたらご自由にご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（C 委員）

今まで通りで、A 委員がいいかと思います。

（教育長）

ただいま A 委員を推薦する声が上がりましたが、みなさんいかがでしょうか。はい、全一致でご異議がございませんので、A 委員を会長に選出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

はい、よろしくお願いいたします。

（教育長）

それでは、会長選出されましたので、私の方の議長の役割はこれで終わらせていただきたいと思います。進行、ご協力ありがとうございました。

（会長）

それじゃあ、すみません。これから議事を進めさせていただこうかと思いますが、私自身が、いじめ問題に関わりながらここ半年間で一体何が起きているかっていうことについて、少しお話をさせていただいてよろしいですか。これから豊中でも起きるかも知れないと思いますのでお話してるんですが、スマホで秘密録音ではありません。盗聴した結果を持って、「うちの子がいじめられてる」と訴えをしてきて、それで対処せざる得なくなった事態が生じてます。今、IC レコーダーで当事者録音や秘密録音するのは当たり前になってきているんですが、もう 1 歩進んで、盗聴行為が出てきたんです。盗聴というのは、日本の法律で盗聴行為そのものを罰する法律はありません。その・・・の行為が問題になりますよね。例えば、住居侵入だとか、あるいは電波発信機を取り付けて通信を傍受したっていうのは、法律違反になるんですが、盗聴行為を罰する法律はありません。話したかったことの 1 点目は、実は盗聴による録音を証拠として「いじめ加害認定」がされるっていうことが起きているということです。それから、今の多くは、行為に相互構成、つまり交互性を持つてるのがいくつもあるんです。つまり、A 君・B 君がいて、A 君が B 君から散々やられてずっと我慢してた。我慢しててある時、A 君が「やめろよ」って B 君をはたいた。そしたら、はたいたことについて A 君は加害者になって。要するに、これでいじめ認定されたり、重大事態認定をされる形になった。全国で起きてます。結局、今の問題は、単なる言ったもん勝ちじゃないんです。先に言ったもん勝ちになってる。この問題で、学校現場はにっちもさっちもいかない状態になってる。増えてきたなってこれです。2 点目は、重大事態の 1 号事案と 2 号事案の合併事案というのが増えてきています。お手元に、毎週原稿連載している「内外教育」があって、「609 回」を見ていただけたら。「いじめ法の放置から 10 年（12）増える重大事態 1・2 号の合併事案」っていうのがあると思います。これの 2 枚目の所に、表を付けているので見ていただけたら。この表は、文部科学省が公表しているデータから取ってきているんですが、「いじめ重大事態 1 号・2 号合併事案の増加傾向」とタイトルを付けていますが、文科省のデータでは、最初のところの「1 号重大事態の①」というのと、「2 号重大事態②」というのと、「重大事態総数・B」の 3 つが公表されているんです。これ見ていただくと分かりますが、私が独自

にしたんですが、①と②を足したものがBにならないんです。つまり、1号と2号の合併の重大事態が年々増えている。これが極めて特徴的は状況なんです。これ2022年なんです、2023年はもっと増えているはずだと思います。恐らく200くらいいっていると推測しています。これが何かというと、不登校状態が30日程度という意味なんです、親御さんが診断書を持って来ます。医師による診断書を持ってきて、その診断名は適応障害でもいいし、心因反応でも何でもいいんですが、それによって「うちの子のいじめ重大事態は1号事案である」ということを主張されます。1号2号の合併重大事態だっていうのが、これからどんどん増えていくことになります。不登校気味の子が、例えばプラスチックの定規がありますが、それを腕の所に当てて、ギコギコギコと引く真似をしました。もちろん、それで手首が切れるわけではありませんが、その行為は自殺未遂行為だっていうことで、1号2号の重大事態の形になってるというのが出てきました。これから豊中でも、1号2号合併事案というのが出てくる可能性も含めてどう対処するかを考えた方が。それから3点目は、第三者委員会の聞き取り調査に、「被害者」側も「加害者」側も、なかなか協力してもらえない、調査に協力してもらえないことが増えていて、そうすると事実の確認では学校からの聴き取りの比重が大きくなってきました。そこで、どうしても教師に対して調査委員会が強く迫り、圧迫的な面接をするっていうことが全国で問題になってきています。「それはひどすぎるんじゃないか」、決めつけをされたという声が各地で上がって、事実そうやって、「決めつけ」をして、第三者委員の行為に対して訴訟になりかけているというのを2、3聞いております。いじめの申し立てを特に親御さんがされて、その時に「言うだけ言いましたが、対応は望みません」って言って、この気持ちを尊重して学校はしようとする訳です。ところが、「そんなことを言った覚えはない」と、後でひっくり返ることも同時に起きている。つまり、「望まない」っていう意思を尊重して、ある意味では見守るということをやってきたが何ともならない。適正な手続きをしたのに結果論で全て責められる。この状況があるので、「対応を望まない」となった時に、途中で気持ちが変わる事もあるので、何度も本人に「気持ちは変わりますか？」って確認したりとか、録音を取って記録化しておかないと、にっちもさっちもいかない状態になっている。それから4点目、「気がするいじめ」というのが増えてきています。「避けられている気がする」「外されている気がする」といった訴えです。「気がするいじめ」って、私は言っているのですが、これが増えてきていて、学校が何をすべきかってあるんですが、「気がするいじめ」で事実確認が取れない部分があるんです。「気がする」ってところも、どう考えていくか。今日は議論する必要はないと思いますが、こういうのが出てきています。気がするいじめで事実確認が取れないことで悩んでいる学校がいくつも出てきています。それから5点目は、いろんな所の第三者委員会の報告書を見るんですが、やっぱり「心理的事実」。つまり子どもの気持ちですね。この部分と「客観的な事実」。それに、「影響を与える行為があったかどうか」っていうのをきちんと区別して、報告をしていかないと。学校の調査もそうなんですが、この区分を・・・を一方的に認定されて、大問題になっているという所があります。「いじめられているという気持ちがあった」という部分と、「本当にその行為があったか」っていうのを、明確に分けて検討しないと、いろんな意味で厄介なことが起きます。それから、これもよくある「被害者に寄り添う」という言葉が、国のいじめ防止基本方針に何度も出てきますが、この「寄り添う」という言葉を、特に被害者の方が「自分たちの思うとおりにすることだ」とかなり強く言っていて、その強い声に押されてしまって、結果的に学校の調査がどんどんどんどん歪んでいく、さらには重大事態に基づく第三者委員会の調査すら歪んでいくということもかなりの割合で起きています。そういった実態が起きていることを冷静に見ておかないとまずいと思います。6点目は、「加害者」とされた側の問題です。一方的に「加害者」とされた子どもと親がおられます。この事案を詳細に見ていくと、子どもたちの行為には交互性があることが普通なのですが、要するに先ほどの「先に言ったもん勝ち」の典型的な事例。気に入らない生徒と親を学校から排除するために、「先に言ったもん勝ち」ということが起きて、追い詰められている事例がいくつか起きています。それ以外にもあります。その子どもと親がどうなっているか、悲惨な末路です。事案によっては生徒が自殺しているケースもあるし、加害者も。それから親御さん自身が、メンタルをやられてしまっているケースもある。特に今の場合、SNSで拡散されていくんです。「汚名を着せられる」「烙印を押される」これがあるために、回復困難なところまで加害者が追い詰められるという実態がもう一報である。この部分を冷静にどう考えるかっていうところも考えていかないと、単に「被害者」先ほどの「被害者に寄り添う」というようなものは、確かに大事ですが、冷静に調査・報告書を作成しないと、非常に危ない事態が起きています。それから、投げやりで粗末な第三者調査委員会の報告がいくつか見られます。それからスケープゴートに仕立てる。つまり、加害者として、「こいつが加害者だ」って一方的にしてしまうとか、学校が中途半端なことをやっている。いろんな報告書を見ると、非常に粗雑な第三者委員調査委員会が多い。最初からターゲット決めて「こいつが悪い」ってやってくる。これは非常に危険な状態になってきていると思っています。これをすると、出し方ですが「名誉棄損」だとか「侮辱」っていうのが。少なくとも「名誉棄損」っていうことで、「加害者」とされた人、あるいは学校の教員から訴えられるってことは、これからどんどん起きると思います。学校の調査の仕方や第三者調査委員会の方も、やっぱり公平で客観的で専門性をもった形になっているかどうか。ここをやはりきちんと考えておかないと、大変は時代に入ってきていると思います。以上、私なりに、このわずか半年間の間に約30近い学校からの相談も乗りながら、現地の学校に行きながら思ったきた事柄です。非常に複雑な時代といろんな意味でSNSも含めて、スマホも含めていろんな手段が可能になると、そういうことを考えながら私たちのこのいじめ対策審議会を進めていく必要があるかと思

いました。以上、私の挨拶でもありますが、何かご質問とかご意見ありますか。これについては、時間が残ったら、少しいろんな形で聞きできればと思いますので、先に議事を進めさせていただきたいと思います。最初に「次第」の1、「令和5年度（2023年度）豊中市の学校における「いじめ」に関する現状と課題について」、事務局より説明をお願いします。「資料7」だと思いますが、よろしくお願いします。

（事務局 A）

それでは、「資料7」に沿いまして、説明させていただきたいと思います。まず、本市の現状から申しささせていただきます。本市の「いじめの認知件数」につきましては、令和5年度（2023年度）の数値ですが、小学校のいじめの認知件数は1,159件、昨年度より93件増加。児童千人率、千人あたりの認知件数につきましては、52.2件となっております。中学校のいじめの認知件数につきましては、380件、昨年度より20件増加。生徒千人率は、38.4件となっております。市全体のいじめの認知件数は、1,539件。昨年度より、113件増加。千人あたりの認知件数は、47.9件となっております。本市の小中学校におけるいじめの認知件数、令和5年度の千人率は、大阪府の令和5年度と国の令和4年度と比較しますと低く、中学校におけるいじめの認知件数の令和5年度の千人率は、大阪府令和5年度より低いが、国の令和4年度とは同程度というふうになっております。前後しますけれども、裏面の右下に、それぞれ今申ししたいじめの認知件数、千人率、市・府・国の数値を載せさせていただいておりますので、ご参照ください。表面に戻ります。続きまして、本市の学年別の認知件数についてでございます。小学校におきましては4年生以外、中学校におきましては1年生において、認知件数が昨年度より増加しております。また、小学校3年生、6年生、中学校1年生の増加につきましては、大きいものかなというふうに考えられます。ここで今、小学校4年生のことをお伝えしましたが、昨年度まで198件から、小学校4年生です。令和5年度につきましては184で、マイナス14件となっております。減少はしているんですけども、全体的に俯瞰して見ますと、増加には変わらないのかなというふうに考えられます。また、小学校低学年の認知件数につきましては増加、いじめ防止対策推進法に基づいた積極的な認知の浸透が見られるというふうに考えております。中学校におきましては、学年を重ねるごとに認知件数が減少傾向にございます。続きまして、本市の「いじめの様態」につきましては、左の円グラフをご覧ください。様態①におきましては、「冷やかし等を言われる」部分になりますけれども、小学校では約全体の3.5割、中学校では約4.3割を占めておりまして、大きい割合というふうに考えられます。続きまして、裏面をご覧ください。本市における「いじめの解消率」についてでございます。令和5年度（2023年度）のいじめの解消率につきましては、グラフ右上、左から小学校、右中学校という形で表示させていただいてます。小学校は92.9%、これは1,159件分の1,077件。中学校におきましては、93.4%、これは380件分の355件となっております。また、本市の「いじめの発見のきっかけ」についてになりますけれども、それは裏面の真ん中、グラフ、棒グラフをご覧ください。こちらにつきましては、小学校では「本人・保護者からの訴え」が最も多いですが、その割合は令和4年度までは減少傾向にございます。令和5年度は少し増えているかなというところがあります。次に「本人からの訴え」、「学級担任からの発見」の順番に多いです。大阪府や国と比較いたしますと、「本人・保護者からの訴え」の割合の高さが顕著であると考えられます。また中学校につきましては、「学級担任が発見」が最も多く、「本人からの訴え」、「本人・保護者からの訴え」の順番に多いです。大阪府や国と比較いたしますと、「学級担任が発見」の割合が高い傾向にあります。また小中学校共に、学校の取り組み、アンケート調査の割合は、大阪府や国と比較しますと極端に低い状態が経年で継続しているような状況のようになっています。ただこちらにつきましては、前回からご審議いただきました通りですけれども、認知件数ときっかけの件数を一致させるような調査になっておりますために、先に答えたものがカウントされるという性質があります。ですので、アンケートが学期末になることで一番遅いタイミングで取るということがありますので、必然的にこれは下がっていくのかなというふうなところで、前回の議論とさせていただきました。最後に、「課題への取り組み」ということなんですけれども、やはり小学校におけますいじめの認知件数につきましては、依然低いところがあるのかなというふうに考えられます。こちらにつきましては、ピックアップさせていただきまして、校内の研修実施の促しであるとか、また、解消に向けての丁寧な対応の促進は、小中共にしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

（会長）

以上でよろしいですか。

（事務局 A）

ありがとうございます。以上です。

（会長）

ありがとうございました。委員の皆さんに意見をお聞きしたいと思いますが、いじめ発見のきっかけとしては「保護者からの訴え」が一貫してずっと多いですが豊中の特徴で、「アンケート調査」は極めて少ないという結果ですね。委員の皆さんに一生懸命アンケートの改善も図ったのをしていただいたんですが、「きっかけ」は

1つしか選択できないのもあるんですが。この結果も含めまして、認知件数が増えていることはそれでいいかと思います。では、ご意見をどうぞ。自由にどうぞ。ご発言ください。C委員いかがですか。

(C委員)

「課題への取り組み」でも記載されてますけど、毎年お聞きしておりますが、極端に認知が低い小学校、中学校というのはあったのかどうかに関してはいかがでしょうか。

(事務局 A)

あります。例えばですけれども、小学校におきますと千人率ですが、一番低いところで12.1、中学校におきましては13.9というような千人率になっております。最も多いものと比較するとですね、小学校では最も多いところは148.9、中学校では122.4ということで、乖離があるのかなというふうに考えられます。以上です。

(C委員)

すみません、その原因のところは何か分析はされておられますでしょうか。

(事務局 A)

やはり、いじめの認知の意識のバラつきでありますとか、前回も昨年度も議論にあったと思うんですけれども、やはり組織的な対応を怠りながらも、人事異動等でその体制というものが継続されていないであるとか、そういったところの様々な教職員の認識が非常に課題として大きいものかなというふうに考えております。

(C委員)

何年か前のこの委員会などでもお話したかと思うんですけれども、管理職の先生の意識っていうのがかなり影響してくるんじゃないかなみたいなお話であったりということもあるかなと思うので、例えばですけれども、その管理職の先生に対して、いじめの定義を改めてしっかりと認識してもらうような研修であったりとか、もちろん教育委員会の皆さんでも全然いいかと思うんですけれども、外部講師であったりということを入れてもらってですね、しっかりと最初の段階でいじめの定義をしっかりと理解してもらうみたいなことも必要かなとは思っております。

(事務局 A)

はい、ありがとうございます。

(会長)

D委員お願いします。

(D委員)

今C委員がおっしゃっていたところと同じ箇所なんですけれども、この件で以前からいじめに関する研修であるとかというのは、教育委員会の皆さんがそう言ったように認知件数が低い学校にされてたと思うんですけれども、そうした結果として認知件数が上がった学校とかっていうのもあるのだったら教えていただければと思います。

(事務局 A)

そういう効果が出たなっていう感触を持つ学校はあります。大阪府が作成してます、「教職員向けのいじめのアンケート」、言わば「重大事態等の認識があるのか」とか、「いじめが人権侵害という認識があるのか」というところのアンケートをformsで取らせていただきまして、その回答の比較まではいけてない部分もあるんですけれども、それをするによって「研修を受けた後と受ける前では意識がだいぶ変わりました」というような件。かつ、昨年度末に実施したところにつきましては、少し伸びてなっているというふうに思うところは小中も共にあるのかなというふうに考えられます。

(D委員)

効果が出た学校と相変わらず効果が難しいところでのその原因っていうのは、先程C委員の質問にもあったところにも関わるとは思うんですけれども、何か差とかって所感でも結構ですので、教えていただければと思います。

(事務局 A)

それを受け止めている生徒指導担当者の意識なのかなというふうに考えられます。自らいじめ対応につきまして、情報を取りにいかようとしているような学校、もしくは、ただ受け身でただ研修を聞いているような学校とい

うのは、やはり研修を受けられている姿、態度を見ておりまして、それはすごく感じる部分なのかなというふうに思います。

(D 委員)

ありがとうございます。管理職の意識と同時に、それを取り纏める生徒指導の先生の意識も高められるような研修などもまた継続されるといいかなと思いました。ありがとうございます。

(会長)

では B 委員をお願いします。

(B 委員)

はい、私も基本的には同じことに関心あって、だいたい学校間格差っていうか、あるというのはこの 5 年間とかで見ても、その取り組みをされて改善、同じところはずっと低いままできてるのか、それなりに管理職が頑張って教育委員会からのそのあたりの刺激って言いますか、指導も入れてもらってやりとか、管理職が替わりとか、研修をやれみたいな中で変化してるんですか。同じところがずっと低くあり続けてるのか、そのへんの傾向が。

(事務局 A)

過去 8 年を今比較しながら見ておるんですけども、やはり高い学校につきましては、そういう組織的に認知していくんだという認識が教員にも高まっております、高いところについてはあまり変わっていない傾向にあります。ただ低いところにつきましては、管理職であつたりとか教員の異動等も含んでいるのかなと思うんですけども、まちまちになっております。

(B 委員)

低いところはやっぱり人が変わったら。

(事務局 A)

おっしゃる通りでございます。

(B 委員)

その関係で言うと、やっぱり個々の先生の今の法律上のいじめの定義に基づく認知を、疑いの何度も気になるケースがあったら、いじめ対策委員会に相談かける、コーディネーターの先生に連絡をすることがいろんなスタートになって、それで認知したってことになるんですよ。結局だからその時に、相談聞いたらそれをいじめとして認知して、必要に応じては、「これからこういう事実調査をどういうふうにやるか」みたいな、「必要な保護者の連絡等どうしょか」みたいな、やらなあかんいじめ対策委員会としてやらなあかんみたいなことを、そこでコーディネーターの先生のところで、そのためにケース会議を開いた方がええかどうかみたいなことが、ちゃんとそのコーディネートできる先生がちゃんといてはるかどうかっていうのは非常に。ケースがちゃんとルートが確立されてるっていうかね、みたいなところが学校によってここにええ人が来たら多分すぐ件数増える。全先生の分のいじめの定義への理解とかみたいなことは、まず大事なんだけど、それをちゃんとこの人に相談したら、そこからいじめの対応の手続きがスタートしていくみたいな。ここのコーディネーターの要請みたいな。だからこれができる人が行ったところは多分改善するでしょうねという感じがするので、この要請がみんなに力つけてもらおうっていうのは、多分難しいんですけど、ここでそれなりの力のある先生がどの学校にも常にいますみたいな。でもそういう人も管理職の立場になっていくから、なかなか常時要請し続けなあかんっていう感じということなんですね。だから、そのあたりが意識した取り組みみたいなことがされてるかどうかということについては。

(事務局 A)

B 委員がおっしゃったようにですね、人事異動だけでそれで影響しているっていうのはダメだと思います。やはり、市としては、いい好事例を持ってる学校についてのそういう経験というのは、市の財産として共有すべきかなと思いますので、例えば小中学生指導担当者会という小中の先生たちが集まる研修会の場合では、そういったところを惜しみなく、共有させていただくという場は毎年設けさせていただいている次第でございます。

(会長)

では E 委員をお願いします。

(E 委員)

あの少し環境を変えて、課題の取り組みというところの2番で、「解消に向けての丁寧な対応の促進」とあるんですが、数字だけで見ると解消しているものという割合は、府・全国よりは高くなってる訳ですよ。それでわざわざ課題への取り組みを丁寧な対応の促進、大事なところですけど、挙げられたというのは理由があるんでしょうか。

（事務局 A）

高い数値はあるんですけど、小学校につきましては昨年度と比較しますと下がっておる状況です。また、令和3年度と比較しても低い値なのかなというふうなところがありますので、やはり継続して解消に向けて、ただ単に認知しているだけで置いておくというようなことは絶対にあってはなりませんので、何のために認知しているのか、それはいじめ対応を進めていくためだというところの認識につきましては、100%になっていないかなという形で、「100%を目指していく」というような形で挙げさせていただきました。中学校におきましては、上がりつつはあるんですけど、これ平成30年と比較しますと低いのかなというところもありますので、過去と比較して数値が低いということは、やはり何か課題があるのかなというふうに分析はさせていただいております。

（会長）

E 委員、続けてどうぞ。

（E 委員）

おっしゃるように、100%になってない部分が結果的に解消されてないから、重大事態になったりというふうなところに結びついていくのかなというふうには思うのですが。その具体的な方策というか、丁寧ということでは何か取り組んでおられることであつたりとかというのはあるんでしょうか。

（事務局 A）

はい。経年ずっと対応させていただいているものにはなるんですけども、月ごとに調査をさせていただくという形で、我々月ごと調査と呼んでいるんですけども、いじめの認知について確認をしております。それは、ただ単にこちらの方に報告をというふうな形ではなくて、それを調査をすることで、学校の意識を高めるといふようなところも要素としてありますので、そこで毎回しっかりリチェックしているのかというふうなところを学校の方でも認識を高めて行ってもらうというところは、継続してやっていくというふうな取り組みでございます。はい、以上です。

（会長）

E 委員、もうよろしいですか。

（E 委員）

はい。

（会長）

C 委員がマイクを取られました、どうぞ。

（C 委員）

すみません。今のE委員のご指摘された解消率のどこなんですけど、もちろんすごく全国とかに比べて高い率っていうのは、学校の先生方が頑張っているんだろうなと思うものの、安易に解消にもってつけないかなというところに関しては、引き続きしっかりと見といていただけたらなと思っております。以上です。

（事務局 A）

はい、承知しました。ありがとうございます。

（会長）

私の方からよろしいですか。

（事務局 A）

はい、お願いします。

（会長）

今、C委員が言われたことと引き継いだ形でお話しします。いじめ解消の場合に非常に難しいのは、子どもた

ち自身はある程度状況を見ていて解消したなっている形になっているけども、実は保護者の方が納得していないということで、揉めに揉めるという形があるんです。実はこの「解消」っていうのは、一応、文部科学省の定義でも、「その子どもだけではなくて親もそのことについて了解してること」って、「いじめ防止等のための基本的な方針」で書いてあるんです。その点を学校は認識違いをしていないかどうかというところをきちっと確認しておかないと、後々まで揉める可能性がありますので、そこは注意されたほうがいいと思います。別の点ですが、この認知件数が全国平均や府の平均より低いということに関わってなんですが、そもそも法第 22 条に定める「学校内のいじめ対策委員会」ですが、これをきちんと定例化しているかどうかという問題がかなり関係しているんじゃないかという気がするんです。ある県で講演したんですが、聞いてみると定例化していないところが多くありました。案件があってもなくても会議をきちんと開いているかどうか。例えば、1 か月に 2 回とか、1 回とか、そういう形の会議体のものを開いて確認してやってるかどうか、ある程度調べられると、先ほど、認知件数が千人あたり高い所、低い所の間に、だいたい 30 倍以上の差がありましたよね。この部分が、校長あるいは研修に参加した担当者の方の意識レベルだけではなくて、校内いじめ対策委員会をの開催回数を定例化しているかどうか。この部分の関係があると思うんですけど、実際、事務局の方で、校内いじめ対策委員会どの程度の頻度でやられてるかということについてデータを取られたことがありますか。いかがでしょうか。

（事務局 A）

各学校におきましては、「学校いじめ防止基本方針」はホームページに公開されておりますので、そこに書かれているところがメインになるのかなというふうに思うんですけども、やはり学校によっては、隔週で 1 回行う部分もあれば、月に 1 回行っている学校もあるというような形で、まちまちになっているのが現状かなというように捉えてございます。

（会長）

事案が発生したら開催するというのは当たり前なんですけど、事案があってもなくても報告する機会があるかどうかというのが大きいように思います。2 点目も実は質問にもなってくるんですが、いじめ認知件数は、小学校と中学校を合わせるとだいたい 1,500 件あった訳ですよ。それぞれの学校で、校内いじめ対策委員会の議事録をちゃんと作ってるかどうかということも確認したいです。それがないと、後々揉める問題にもなってくるんです。「議事録がないじゃないか」って責められると、にっちもさっちもいなくなるんです。校内いじめ対策委員会の議事録は法定の校務文書なんで、教務関係の委員会は別に法定でも何でもないのであってもなくてもいいし、議事録なくていいんですけど、いじめ防止対策推進法だけは、法律で定められた校務文書で、校長の権限が優先ではなくて、校長は校務をつかさどり所属職員を監督するっていう規定がありますけど、それが優先じゃなくて、校内いじめ対策委員会という合議システムが非常に重要な事柄なんで、この議事録をちゃんと残してるかどうかです。先程、解消ということも言われたんですが、解消についても、そこでちゃんと確認してるかどうかということをお聞きしたいです。このことで揉めてるところと、いくつか相談に乗ってるもんですから、その確認をしたいんですけど。議事録をちゃんとそれぞれの学校で取って残してるということを見守る生徒課として確認しておられますか。

（事務局 A）

今ご質問いただきましたところですが、恥ずかしながら例えば事案が生じた際に、各学校には記録を求めます。その際に出てくる記録につきましては、やはり散らばっていたり、整理がされていないというところは事実としてございます。ですので担保としましては、記録の取り方であるとか、記録の様式自体も、要は不完全な各学校でオリジナル使っておられるという形もありましたので、こちらが市として、参考にモデルとして、この様式どうですかという形でいつでも先生方が見れるオフラインなんですけども、見れるイントラネットの中に入れさせていただいているというものがありますので、やはりそういう記録の取り方から、一からという言い方はあれですけど、若い先生も増えておりますので、丁寧に伝えていくというところは今進めているところでございます。

（会長）

学校関係者が、校長、教頭、生徒指導担当を含めてですが、このいじめ対策審議会の議事録が公文書だということ、5 年間は最低保存しなきゃいけないこと、開示請求があった時には、出さなきゃいけない公文書だということの自覚をどの程度持つてくるかということは大いだと思います。保護者からそこを突いてこられるとにっちもさっちもいなくなるんで、そこをもう少し児童生徒課の方で努力していただいて、議事録がどう残っているか点検、議事録の残し方、それから書類の保存の仕方とか、そのところを丁寧にやっておかないと、後で延長する可能性があるんで、公文書扱いだということもきちん意識の上で。それから件数を上げる時には、いじめ対策委員会で合議をして、結果を必ず月ごと調査として児童生徒課の方に上げるというそのルールを作っておかないと、やはりまずいだろうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

思います。

（事務局 A）

ありがとうございます。

（会長）

3つ目はですね、散々言ってますが、校内いじめ対策委員会というのは、メンバーの人数が多すぎるとにつきもさっちもいかないんで、タスクフォースだとかトップマネジメントチームというのを作って、そこで迅速にキャッチして、それで4人程度で動くという形のものを作っておく必要があるという提案を原稿にも書いたことがあります。大所帯として校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、外部からのスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、これだけでも6、7人になっちゃう訳ですね。これが一気にみんな集まることは難しいですね。「うちの子がいじめられてます」という保護者からの訴えがあった時に、迅速に動けない訳ですよ。だからその時には、4名ぐらいにしておいて、校長、教頭、生指、教育相談担当の4人にしておいて、定足数は過半数じゃなくて半数として2名で運用するというルールを別に作っておくことが大事だと思います。例えば校長が出張でいない、それから教育相談担当もいない、その時に生指担当と教頭の2人ですぐに集まって情報をキャッチして、ただちに動き出すわけです。法律は「すみやかに」と規定しているわけですから。少人数のタスクフォースとかトップマネジメントチームを作っておかないと、迅速に動けない可能性があります。この点をどうするか、児童生徒課の方から各学校、約60の学校に対して、指導等あるいは示唆等していただけたらと。拗れに拗れると、その手続きの部分等の細かい部分の所が厄介なことになるので、「きちんとした手続きをやってます」ということだけは残すことをした方がいいと思います。この3点目についてはどうなってるかをお聞きしたいんですけど、いかがですか。

（事務局 A）

意識としては各学校バラバラかなというふうに考えられます。我々の発信の仕方としましても、例えば井戸端ケース会議と言いますか、きちっとしたケース会議じゃなくても、ちょっとしたことでも気づいたところは共有しようと、抱え込みを防ぐという意味でもそういうところを推進しようっていうことは、再三発信はしてるんですけども、やはり浸透しないのかなというところが現状がありますので、会長よりご助言いただきましたとおりそのタスクフォース、要は4人程度でやるということの大切さ、これも発信していきたいなというふうに考えます。ありがとうございます。

（会長）

はい、わかりました。仕事は、学校現場も教育委員会も大変なのは分かってますが、これから2年間かけて、「被害者主観の「いじめ防止対策推進法」の認識強化と学校の初動対応手続きの具体的提示」ということで、手引き書を作る必要があると。学校現場がそれを見て分かりやすいパンフレットみたいな物を2年かけて作ろうと思っています。今話した内容も含めて、いじめ防止基本方針にもあまり書かれていない、トラブルになった事案をいくつか集めてと、最大公約数的な何が必要かっていうことが無いのが学校現場の大変さなので、最低限何が必要か。プラスアルファで、何をしないといけないか。こういった形の物で、学校現場に提言できればと思っています。

（事務局 A）

ありがとうございます。

（会長）

はい。議題について、改めてご質問、ご発言されたい委員の方いらっしゃいませんか。いらっしゃいませんか。それでは、これで議案を終わらせていただきます。